

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第2節 申告納税方式による関税の確定	第2節 申告納税方式による関税の確定
(納税申告等に係る事前教示)	(納税申告等に係る事前教示)
<p>7 17 法第7条第3項の規定による教示は、原則として、文書により照会(同項の規定により教示を求める)ことをいう。以下この項、7 18から7 19の<u>5 2</u>まで及び7 22において同じ。)を受け、文書で回答(照会に対して教示を行う)ことをいう。以下この項、7 18から7 19の<u>5 2</u>まで及び7 22において同じ。)することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無(以下この項、7 18から7 19の<u>2</u>までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」という。)又は原産地に関する照会があった場合には、後記7 19の<u>2</u>に従い、回答するものとし、関税評価に関する照会があった場合には、後記7 19の<u>3 2</u>に従い、回答するものとし、減免税の適用の可否に関する照会があった場合には、後記7-19の<u>5-2</u>に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を</p>	<p>7 17 法第7条第3項の規定による教示は、原則として、文書により照会(同項の規定により教示を求める)ことをいう。以下この項、7 18から7 19の<u>3 2</u>まで及び7 22において同じ。)を受け、文書で回答(照会に対して教示を行う)ことをいう。以下この項、7 18から7 19の<u>3 2</u>まで及び7 22において同じ。)することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無(以下この項、7 18から7 19の<u>2</u>までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」という。)又は原産地に関する照会があった場合には、後記7 19の<u>2</u>に従い、回答するものとし、関税評価に関する照会があった場合には、後記7 19の<u>3 2</u>に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p> <p>なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分等並びに原産地に係るものについては後記7 18(事前照会に対する文書回答の手続等)7 19 1(事前照会に対する口頭回答の手続等)及び7 19 2(インターネットによる事前照会に対する回答の手続等)により、関税評価に係るものについては後記7 19 の2(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)7 19 の3 1(関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)及び7 19 の3 2(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)により、<u>減免税の適用の可否に係るものについては後記7-19 の4(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等)7-19 の5-1(減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)</u>及び<u>7-19 の5-2(減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</u>によるものとする。</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-19 の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19 の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 照会者</p> <p>照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の性</p>	<p>行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p> <p>なお、具体的な手續等に関しては、関税率表適用上の所属区分等並びに原産地に係るものについては後記7 18(事前照会に対する文書回答の手續等)7 19 1(事前照会に対する口頭回答の手續等)及び7 19 2(インターネットによる事前照会に対する回答の手續等)により、関税評価に係るものについては後記7 19 の2(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手續等)7 19 の3 1(関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手續等)及び7 19 の3 2(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等)によるものとする。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>状、用途等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 対象となる照会の範囲</u></p> <p><u>輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会で、次の要件のすべてを満たす照会を、下記(3)から(8)までの手続の対象とするものとする。</u></p> <p><u>イ 架空の貨物等に係る照会ではなく、具体的な貨物及び事実に係る照会であること</u></p> <p><u>ロ 照会者が下記(3)のロの照会書及び資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出が行われること</u></p> <p><u>(注) 提出された資料のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに照会者が同意すること</u></p> <p><u>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</u></p> <p><u>(イ) 照会に係る貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税に係る紛争等が生じているもの</u></p> <p><u>(ロ) 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするもの</u></p> <p><u>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)のほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの</u></p> <p><u>(3) 受理</u></p> <p><u>イ 照会文書の受付窓口</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>照会は、原則として、税關の本關において受け付けるものとする。ただし、照会者が遠隔の地にある者等の場合には、署所で受け付けて差し支えない。</u></p> <p><u>□ 提出書類等</u></p> <p><u>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</u></p> <p><u>(1) 照会者が次の から までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」(C - 1000 - 22)（以下この項において「照会書」という。）</u></p> <p><u>照会内容</u></p> <p><u>照会に係る貨物の品名、数量及び金額</u></p> <p><u>照会に係る貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等</u></p> <p><u>照会に係る貨物の輸入予定官署</u></p> <p><u>照会に係る貨物の輸入契約の時期及び輸入の予定期間</u></p> <p><u>照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無</u></p> <p><u>下記(1)の参考となるべき資料の提出の有無及び返却の要否</u></p> <p><u>照会内容及び回答内容について、非公開期間の要否、非公開とする場合はその理由及び非公開期間（180日を超えない期間とする。）</u></p> <p><u>照会者が上記(1)に該当する者であること及び照会が上記(2)のイからハまでに該当することの確認</u></p> <p><u>(注1) 減免税の適用の可否を決定するために必要があると認めら</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れる当該貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等の事項については詳細に記載させるものとする。</p> <p>なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。</p> <p>(注2) 照会内容及び回答内容の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注3) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付の上、割印させるものとする。</p> <p>(II) 見本又はこれに代わる写真、図面その他の参考となるべき資料</p> <p>(注1) 参考資料の提出は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>(注2) 参考資料を返却する場合には当該資料について複写等により、照会書とともに保管するものとする。</p> <p>八 受理時の形式審査事務</p> <p>照会書の提出があった税關の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて本關の減免税を所掌する統括審査官（通關総括部門担当）（以下この項、7_19の5_1及び7_19の5_2において「検討部門」という。）と協</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>議の上、この事務を行うものとする。</u></p> <p>(I) 照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明し、下記からまでに掲げる事項を確実に伝えるとともに、照会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸入予定日について確認するものとする。</p> <p>事前教示回答内容は、税關としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではない旨</p> <p>架空の貨物等に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、受理することができない旨</p> <p>減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とする照会については、受理することができない旨</p> <p>照会に対する回答については、不服申立ての対象とはならない旨</p> <p>(注) 照会に対する文書回答について照会者が意見の申出をする場合は、下記(7)により処理することとなる。</p> <p>(II) 照会応答担当者は、照会書の記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。</p> <p>なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記載し照会書を返付することにより行うこととする。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(I) 照会応答担当者は、受理に際し照会書の記載事項及び参考資料に不備がないときには、当該照会文書に自前の受理番号を付与し受理する。</p> <p>二 提出書類の検討部門への送付</p> <p>署所の照会応答担当者は、提出された上記の書類を検討部門へ直ちに送付するものとする。</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(I) 提出された照会書及び資料等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の減免税の適用の可否の検討を速やかに行うものとする。やむを得ない理由により、下記ハの検討期間を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>(II) 審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である減免税の適用の可否を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。</p> <p>「事前教示に係る補足説明書」(C-1002)(以下この項において「補足説明書」という。)の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>事項を記載させた上、提出させる。</u></p> <p><u>照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。</u></p> <p><u>補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書と割印をし、照会書とともに保管するものとする。</u></p> <p><u>なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適當と認められる期限を付しておくものとし、当該期限を経過し、適宜補足説明を要請しても応答しない場合には、照会者に対し、回答不能である旨通知し、その旨照会書に記載するものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。</u></p> <p><u>また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。</u></p> <p>(イ) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書(案)を作成し、照会書及び照会者が提供した当該照会に係る資料その他の当該照会の減免税の適用の可否の決定に必要と認められる資料等の写しとともに東京税關の統括審査官のうち減免税事務についての全国統一的な適用を図る目的で東京税關長の指定する者(以下この項、7-19の5-1及び7-19の5-2において「統括審査官(減免税総括部門)」)</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>という。)へ送付し協議するものとする。ただし、減免税の適用の可否の決定が容易なものは税關限りで処理するものとする。</u></p> <p>(注) 「減免税の適用の可否の決定が容易なもの」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>受理税關又は受理税關以外の税關の実績と不統一があり、又は不統一が生ずるおそれのある貨物</p> <p>新規に輸入される貨物であって、減免税の適用の可否の決定が困難なもの</p> <p>従前に回答した減免税の適用の可否について疑義が生じ、これと異なる減免税の適用の可否を回答することについて検討する必要があると認められる貨物</p> <p>その他慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>(二) 上記(イ)により統括審査官(減免税総括部門)へ協議した回答書(案)について、統括審査官(減免税総括部門)から修正の指示を受けた場合には、修正を行うものとする。</p> <p>□ 統括審査官(減免税総括部門)の事務処理</p> <p>上記イにより検討部門から送付された照会書の写し及び回答書(案)について、統括審査官(減免税総括部門)は、次のとおり処理するものとする。</p> <p>(1) 検討部門から送付された照会書の写し及びその他の情報並びに回答書(案)等をもとに、当該事前教示照会に係る減免税の適用の可否の検討を直ちに行うものとする。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。</u></p> <p><u>(Ⅰ) 上記(イ)により得られた結果については、次のとおり処理を行う。</u></p> <p><u>回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、その旨を下記(5)の口の(イ)に記載の登録番号とともに検討部門に通知し、協議を終了する。</u></p> <p><u>回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示する。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、さらに修正を必要とする場合は再度検討部門に対して修正を指示するものとする。</u></p> <p><u>(Ⅱ) 当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u></p> <p><u>八 検討期間</u></p> <p><u>検討部門及び統括審査官（減免税総括部門）は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ただし、当該期間には、回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間を含めないものとする。</u></p> <p><u>(注) 30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(Ⅰ)</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(5) 回答及び公開</u></p> <p><u>イ 文書回答の対象とならない場合</u></p> <p><u>(1) 検討部門は、照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」(C 1000 10)を作成し、照会者に対して送付する。また、上記(4)のイの(口)により照会者に対して期限を付して資料の追加提出等を求めた場合において、当該期限を経過し、適宜要請をしても当該資料の追加提出等がないときも、同様に処理するものとする。</u></p> <p><u>(II) 検討部門は、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合は、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなつた旨のお知らせ」(C 1000 11)を作成し、照会者に対して送付する。</u></p> <p><u>ロ 文書回答の対象となる場合</u></p> <p><u>(1) 検討部門は、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）」(C - 1000 - 23)（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>また、上記(4)のイの(Ⅰ)ただし書により税關限りで処理した場合は、照会書（補足説明書を含む。）及び照会者が提供した当該貨物に係る資料その他の当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要と認められる資料等の写しとともに、照会者に交付又は送達した回答書の写しを統括審査官（減免税総括部門）に送付するものとする。</u></p> <p>(注) 答く述べと照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は、統括審査官（減免税総括部門）から付与される登録番号を付するものとする。ただし、税關限りで処理する場合は適宜の登録番号を付するものとする。</p> <p><u>(Ⅱ) 回答に際しては、照会者に対して、回答書の注意事項について説明するものとする。</u></p> <p>(注) 回答書を送達する場合には、併せて、照会者に対して注意事項が回答書に記載されている旨の通知を行うものとする。</p> <p><u>八 公開</u></p> <p>照会内容及び回答内容は、行政サービスの一環として輸入者の予測可能性を確保する観点から、回答後原則として公開とし、税關ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p> <p>(I) 照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(II) 照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法等に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(III) 照会対象となった貨物が未だに計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(C) 照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合</p> <p>(D) 照会対象となった取引内容について、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(E) その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p> <p>(6) 变更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>次による。</u></p> <p>(I) 統括審査官(減免税総括部門)は、以前に行った事前教示回答書(税 関限りで処理されたものを含む。)について、回答内容の変更又は撤 回を、検討部門(当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をい う。)に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必 要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(II) 統括審査官(減免税総括部門)から指示を受けた検討部門は、変更 又は撤回を次により行うものとする。</p> <p>法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更す る場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかえて「理 由」欄に変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書(C - 1000 - 23を適宜修正したもの。以下この項において「変更通知書」 という。)を新たに発出することにより行うものとする。</p> <p>(注) 照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、 照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付 し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付 し、又は送達することによりその旨通知し、交付済又は送達済 の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書そ の他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づ き取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむること となることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定期量（発生数量を限度とする。）輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とする。）及び通関予定官署名等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</u></p> <p><u>その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われた旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、新たな回答書に当該撤回に係る貨物の新たな減免税の適用等その他必要事項を記載し、さらに照会書と新たな回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び新たな回答書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</u></p> <p><u>なお、上記により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又は撤回する場合及び上記により交付し、又は送達した新たな回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記又はによるものとする。</p> <p>□ 法令の改正により、改正前に行った回答が影響を受ける場合は、その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があった場合には、適切な回答を行うものとする。</p> <p>(7) 意見の申出</p> <p>イ 文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における減免税の適用の可否（以下(7)において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答書等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、意見の申出を行う回答書の登録番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書」（C-1001-2）（以下この項において「申出書」という。）1通を、当該回答等を行った税関に提出させることにより行わせる。</p> <p>（注）申出書を提出させる場合には、当該申出書の申出書欄の「理由」の欄に可能な限り具体的な理由を記載させるものとする。</p> <p>□ 申出書の提出を受けた税関の検討部門は、申出書の受付を行い、統括審査官（減免税総括部門）及び他関の検討部門へ意見の申出書が提出された旨連絡するものとする。また、検討部門において速やかに検討し、</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当該申出書の写し及び当該申出に係る自關の意見等(以下この項において「申出書の写し等」という。)を添えて、統括審査官(減免税総括部門)に送付するものとする。</p> <p>ハ 統括審査官(減免税総括部門)は、当該申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の再検討対象項目について再検討を行い、本省に当該申出につき再検討の結果等を添えて協議するものとする。</p> <p>二 統括審査官(減免税総括部門)は、上記ハの協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付すると同時に、その他の税關の検討部門にも送付するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。</p> <p>ホ 申出書を受け付けた検討部門は、統括審査官(減免税総括部門)から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、その写しに押印の上、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記(6)に準じて変更通知書又は新たな回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。</p> <p>当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>合は、他関の検討部門へ、その旨連絡するものとする。</u></p> <p>へ 検討部門並びに統括審査官（減免税総括部門）は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p><u>ただし、当該期間には、次の期間は含めないものとする。</u></p> <p>(I) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間</p> <p>(II) 照会者の意見について専門用語の確認等、守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会し、回答があるまでの期間</p> <p>(8) 輸入(納税)申告書に添付された回答書等の取扱い</p> <p>輸入(納税)申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。</p> <p>イ 輸入(納税)申告書に、上記(5)の口若しくは上記(6)のイの(I)の に より照会者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記(6)のイの (II)の により照会者に対して交付若しくは送達された変更通知書(上記 (7)のホにおいて準用する場合を含む。以下この項において「回答書等」 という。)が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等(下記口に該当するものを除く。)に記載された減免税の適用の可否に係る回答を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記(6)のイ (上記(7)のホにおいて準用す</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る場合を含む。)による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となった貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。</p> <p>なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の検討部門を通じて行うものとする。</p> <p>□ 次のいずれかに該当する回答書等に記載された減免税の適用の可否に係る回答は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。</p> <p>(イ) その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過した回答書等</p> <p>(ロ) 輸入貨物の適正な減免税の適用の可否を決定するため前提となる貨物説明と合致しない貨物説明に基づく回答書等（なお、この場合における貨物説明（後者）とは、回答書等に記載された照会貨物に係る事項（上記(4)のイの(ロ)に規定する補足説明を含む。）であって、減免税の適用の可否の決定上関連するものをいう。）</p> <p>(ハ) 法令の改正により、参考とならなくなつた回答書等</p> <p>(ニ) 法令の適用を誤った回答書等</p> <p>(ホ) 上記(1)から(ニ)までのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げ</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るもの。</p> <p><u>上記(6)のイ（上記(7)のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等</u></p> <p><u>ただし、上記(6)のイの(Ⅰ)の　のただし書（上記(7)のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書及び押印のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記(6)のイの(Ⅰ)の　の　ただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告がされたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された減免税の適用の可否に係る回答を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該申告以降において輸入申告等が予定されていない場合又は上記(6)のイの(Ⅰ)の　の　ただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量が無くなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。</u></p> <p><u>変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記(6)のイの(Ⅰ)の　の　ただし書により照会者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記　の　の　ただし書に準じて取り扱う</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 (注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ものとする。)</u></p> <p>(減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手続等)</p> <p>7-19 の 5-1 口頭による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手續等については、次による。</p> <p>(1) 照会者</p> <p>照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の性状、用途等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとする。</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲</p> <p>照会者が口頭により回答を希望する減免税の適用の可否に関する照会で、次の要件のすべてを満たす照会を、下記(3)及び(4)の手續の対象とするものとする。</p> <p>イ 架空の貨物等に係る照会ではなく、具体的な貨物及び事実に係る照会であること</p> <p>ロ 照会者から、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提示が行われること</p> <p>(注) 提示された資料のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提示することに照会者が同意すること</p> <p>ハ 上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 照会に係る貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税に係る紛争等が生じているもの</p> <p>(II) 照会に係る貨物を的確に把握し、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行わせることが相当と判断されるもの</p> <p>(八) 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするもの</p> <p>(二) 上記(1)から(八)のほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの</p> <p>(3) 照会に対する口頭による回答</p> <p>イ 輸入される貨物の減免税の適用の可否について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。</p> <p>(1) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</p> <p>(II) 照会内容</p> <p>(八) 照会に係る貨物の輸入予定期及ぶ輸入予定官署</p> <p>(二) 類似の貨物に係る輸入実績の有無及び減免税の適用についての税關への照会実績の有無</p> <p>(ホ) その他参考となる資料の有無</p> <p>(注) 減免税の適用の可否を決定するために必要があると認められる当該貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等の事項については詳細に聴取するものとする。</p> <p>なお、提示された事実では、減免税の適用の可否が決められない</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等の理由により回答できない場合には、回答できない理由について説明するとともに、不足している事実について助言を行う等、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>□ 聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の減免税の適用の可否について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて検討部門を通じ、統括審査官（減免税総括部門）と協議するものとする。</p> <p>また、原則として、検討部門において回答を行うものとするが、署所においては、検討部門と協議の上、処理することができるものとする。</p> <p>なお、回答すべき内容が簡易な場合には、回答を求められた署所が回答することとして差し支えない。</p> <p>ハ 回答に当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨について説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。</p> <p>(Ⅰ) 口頭による照会に対する回答については、輸入申告の際には尊重されるものではなく、輸入申告の際に尊重される回答を希望する場合は、前記7-19の4の手続により、文書による回答を求める必要がある旨</p> <p>(Ⅱ) 照会に対する口頭回答は、不服申立ての対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできない旨</p> <p>(Ⅲ) 架空の貨物等に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、回答することができない旨</p> <p>(Ⅳ) 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>手続を必要とする照会については、回答することができない旨</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> <p><u>イ 回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（減免税用）」(C-1000-24)(以下「回答記録表」という。)にとどめるものとする。</u></p> <p><u>ロ 照会者から照会があった場合には原則として即日回答を行うよう努めるものとする。ただし、例えば回答又は質問のための税關からの電話等に照会者が応答しないなど税關の責めに帰すことができない理由がある場合を除く。</u></p> <p><u>(減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</u></p> <p><u>7-19の5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。</u></p> <p><u>(1) 照会者</u></p> <p>照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の性状、用途等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとする。</p> <p><u>(2) 対象となる照会の範囲</u></p> <p>輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会で、前記7-19の5-1の(2)のイからハまでの要件のすべてを満たす照会を、下記(3)から(5)までの手続の対象とするものとする。</p> <p><u>(3) 受付</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>イ 照会の受付窓口</u></p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地が判明している場合には、原則として当該輸入予定地を管轄する税関の検討部門において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税関の検討部門において受け付けるものとする。</p> <p><u>ロ 照会の方法</u></p> <p>インターネットによる、輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(Ⅰ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</p> <p>(Ⅱ) 照会内容</p> <p>(Ⅲ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入予定官署</p> <p>(Ⅳ) 類似の貨物に係る輸入実績の有無及び減免税の適用についての税関への照会実績の有無</p> <p>(Ⅴ) その他参考となる資料の有無</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）」(C 1000 25)（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、押印又は署名の上、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>（注1） 減免税の適用の可否を決定するために必要があると認められる当該貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等の事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>（注2） 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7 19の4の(5)のハの(イ)から(亥)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、照会内容及び回答内容の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>（注3） 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、照会書と割印した、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p> <p>（4） 照会に対する回答等</p> <p>インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うことを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信すること等により行う。なお、減免税の適用の可否を決定するために追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、写真又は図面等であり、電子メールにより送信することが適当でない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行う</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ことが適当と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記7-19の5</u></p> <p><u>1の(3)の口及びハ並びに(4)の規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、前記7-19の5-1の(3)のハの(1)から(2)までの注意事項を必ず連絡するものとする。</u></p> <p><u>上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記(5)による。</u></p> <p><u>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</u></p> <p><u>イ 切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>ロ 上記イの照会のうち、前記7-19の4の(2)のすべての要件を満たし、減免税の適用の可否について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</u></p> <p><u>なお、検討部門は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて統括審査官（減免税総括部門）と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税關は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</u></p> <p><u>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</u></p> <p><u>(1) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（減免税回答用）」（C-1000-26）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(Ⅰ) 切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記7 19の4の(4)から(8)までの規定による。なお、前記7 19の4の(4)のイの(Ⅰ)の規定中「受理税關」とあるのは「受付税關」と、前記7 19の4の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7 19の4の(6)のイの(1)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税關官署（受付税關以外の税關が管轄する税關官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを画像情報として添付する。</p> <p>二 切替えを行わない場合の手続等については、次による。</p> <p>(Ⅰ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前教示回答書兼用）（減免税回答用）」（C 1000 27）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>(Ⅱ) その他の具体的な手続等については、前記7 19の5 1の(3)のロ及びハ並びに(4)の規定を準用する。</p>	